

(文教はぐくみ委員会要求資料)

令和6年12月
子ども若者はぐくみ局

小規模保育事業所における3歳以上児の受入状況等について（指定都市）

1 小規模保育事業所等における3歳以上児の受入状況

一定の条件の下、3歳以上児の受入を行っている都市は、本市を含めた以下の10都市

受入条件	都市名
小規模卒園児の受入先がない場合	堺市※1、大阪市（3歳児限定）
医療的ケア児等やへき地の場合	京都市、仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、神戸市、福岡市
事業所内保育事業の従業員枠で一定の条件に該当する場合	千葉市

※1 堺市は、「国家戦略特別区域小規模保育事業」に認定されており、当該事業に手を挙げた小規模保育事業所については、無条件に3歳以上児を受け入れることができる

2 認可外保育施設（企業主導型を除く）における保育料の同時利用軽減の状況

兄姉が認可外保育施設（企業主導型を除く）を利用し、同時に弟妹が認可保育施設を利用する場合に、弟妹を多子軽減の対象としている都市は、以下の9都市

横浜市※2、川崎市※3、静岡市、浜松市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市
〔 ※2・3 横浜市及び川崎市については、市が独自に認定している認可外保育施設（企業主導型を除く）の場合のみ多子軽減の対象としている 〕

3 認可外保育施設に対する処遇改善費等の補助制度の有無

(1) 職員の処遇改善を目的とした補助制度を実施している都市は、以下の13都市

仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市

(主な取組例)

- ・職員の人件費、処遇改善費への補助
- ・職員の宿舍借り上げ費用への補助

(2) (1)以外の補助制度を実施している都市は、本市を含めた以下の17都市

京都市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、
静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(主な取組例)

- ・職員、利用児童に対する検診費用への補助
- ・安全対策、ICT化推進等のための機器・設備等購入経費への補助
- ・食材費、光熱水費への補助

※ (1)、(2)ともに、補助対象を「企業主導型保育事業所」、「自治体独自の基準を満たす認定施設」、「指導監督基準を満たす施設」などに限定した補助制度が多い傾向にある